平成 26年 3月 1日

事業者 殿

主催 淡路労働基準協会

新入社員安全衛生教育の開催について

労働安全衛生法第59条「事業者は、労働者を雇い入れた時は、当該労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行わなければならない」となっております。

つきましては、この度事業者に代わり当協会で「新入社員安全衛生教育」を下記により開催致しますので、ふるって受講下さるようご案内します。

なお、この教育の修了者には、淡路労働基準協会長の修了証が交付されます。

〔記〕

		(да)		
1. 日	時	平成26年4月18日(金) 9:00~17:10		
2. 場	所	サンライズ淡路 (南あわじ市広田広田1466-1 TEL. 0799-45-1411)		
3. 受 講	料	会員事業場 8,230円 (非会員事業場 10,390円) (テキスト、資料代含む) ※4月からの講習は改正後の税率適用です。		
4. 定	員	30名(定員になり次第締め切ります)		
5. 申込期間		平成26年3月3日(月)~3月31日(月)		

6. 申込方法 右記用紙に記入し、受講料を添えて協会事務局まで申し込んで下さい。

2名以上の参加申し込みのある場合は、申込書をコピーして下さい。

7. 申 込 先 淡路労働基準協会

(兵庫県洲本市桑間 295 TEL. 0799-23-0007 FAX. 0799-23-0988)

8. 教育内容

時間	科目	時間	科目
9:00~10:00	職場に入ったら	13:00~15:00	病気はどうして起こるか
	家庭と職場のつながり		衛生のルール
	仕事と安全のつながり		作業に対する心得
	ケガはどうして起こるか		正しい作業行動
10:00~10:10	(休憩)	15:00~15:10	(休憩)
10:10~12:10	安全のルール	15:00~17:10	危険予知訓練(KYT)のすすめ
	仕事と健康のつながり		心とからだの健康づくり
12:00~13:00	昼食		(THP)

9. その他

- (1) 当日は受講票を受付に提示して出席証明印を受けて下さい。
- (2) 遅刻・早退・欠席者には修了証を交付しません。
- (3)筆記用具をご持参下さい。
- (4)申し込み受付後は、受講料は返金できません。ただし、受講者の変更は可能ですが事前に必ずお申出下さい。
- (5)お問い合わせは、淡路労働基準協会まで。
 - ※ 提出していただいた個人情報は、協会が責任をもって保管・管理し、本講習(研修)の的確な 実施の為にのみ利用いたします。

----- キリトリセン -----

新入社員安全衛生教育 申 込 書	】 】 新入社員安全衛生教育 受講票
	月日: 平成26年4月18日(金) 時間: 9:00~17:10 場所: サンライズ淡路
()会員事業場★ NO.	★ NO.
- ふりがな 受講者 氏 名	ふりがな 受講者 氏名
生年 昭和 年 月 日 月日 平成	■
受講者 現住所	現住所
本籍地 府 県	動務先 I I TEL
勤務先 TEL	I 勤務先 I 前在地 I I
勤務先 所在地	★ 受講の 証明印